

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和6年4月25日
担 当 課	日暮クリーンセンター

契約業者名・住所	有限会社 ヤマゲン 代表取締役 山元 敬司 松戸市松戸2262-6 高橋荘
工事等の名称	日暮クリーンセンター合併浄化槽等設置工事
工事等の場所	松戸市五香西五丁目14番地の1
種 別	建築一式
工事等期間	令和6年4月26日から令和7年3月31日
契約金額	29,260,000円
工事等の概要	本工事は女性休憩所、トイレ及び浄化槽の設置を行なうものです。
随意契約の理由	① 本工事に至る経緯 令和4年度に日暮クリーンセンター女性用休憩所及び多目的倉庫解体等工事があり、休憩所等の設置を含めた施工完了を予定しておりましたが、建物建設に先駆けて建築確認申請を行なったところ施工範囲外の浄化槽が不適合であるとの指摘により申請が却下され施工に至りませんでした。 令和5年度においては、前年度工事の指摘によって申請却下された時期が次年度予算要求時期を過ぎており年度当初予算には工事予算がない状態であったため、6月補正にて要求しておりましたがそこでも予算措置がされなかったため、着工に至りませんでした。 ② 考慮すべき事項 本工事では、浄化槽、休憩所およびトイレの新設を行ない、重大な不適事項の解決及び年度内での労働環

	境の整備を実施するものです。 しかし市にて本工事を積算しましたが、年度内に完工することが難しく、また工事費が高額であることが判明したため迅速な対応が可能となる前工事請負業者が有する知識を用いることで年度内施工完了及び工事費が安価になることから前工事請負業者を選定するものです。 前工事請負業者である(有)ヤマゲンは当時に詳細調査及び申請も行なっており、前回の申請も踏まえた建築確認申請が可能かつ事業場所への知識を有することから、他の事業者にはない施工開始が可能であり、申請も他の業者よりも作成期間と事前協議期間が少なく済むことから工期が通常よりも3か月早期に完工が可能となり工事費が大幅に安価になることから市へ大きなメリットをもたらします。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約するものです。
--	--